

# 公 示

国土交通省共済組合北海道開発局支部稚内開発建設部が運営する食堂等において、食堂、売店及び自動販売機（清涼飲料水）の営業を希望する業者の公募について、次のとおり公示します。

令和3年1月22日

国土交通省共済組合  
北海道開発局支部長 倉内 公嘉

## 1 対象業者

国土交通省共済組合北海道開発局支部の委託を受けて、稚内開発建設部の下記の施設において、食堂、売店及び自動販売機（清涼飲料水）の営業を希望する業者

## 2 対象施設

### ①稚内開発建設部（稚内地方合同庁舎）

（1）所在地 稚内市末広5丁目6番1号

（2）施設名 食堂、厨房、食品庫、休憩室（6階） 171.58㎡

売店（6階） 31.11㎡

自動販売機（1、6階） 2.76㎡

（3）在勤者数 約160名

### ②稚内開発建設部稚内道路事務所

（1）所在地 稚内市潮見5丁目7番37号

（2）施設名 自動販売機（1階） 0.86㎡

（3）在勤者数 11名

### ③稚内開発建設部稚内港湾事務所

（1）所在地 稚内市末広4丁目5番33号

（2）施設名 自動販売機（1階） 0.86㎡

（3）在勤者数 16名

## 3 申請内容個別説明

公示後、営業を希望する方は、電話で日時を確認の上、申請書等についての個別説明を必ず受けてください（電話 0162-33-1028）。

説明日時等は、令和3年1月22日（金）から令和3年2月2日（火）までの土曜、日曜及び祝日を除く平日の9：00～16：00の間、稚内開発建設部総務課において行います。

なお、個別説明を受けなかった方については、申請への参加は認めません。

#### 4 営業条件等 別紙のとおり

#### 5 企画競争参加資格要件

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び（2）から（5）までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者ではないこと。

#### 6 提出書類

- (1) 稚内開発建設部（食堂、売店及び自動販売機）営業申請書
- (2) 添付書類
  - ① 会社等概要
  - ② 過去3年間の社会的信用失墜行為の有無
  - ③ 店舗別営業開始日一覧表
  - ④ 過去3年分の保健所からの指摘事項及び改善措置状況
  - ⑤ 経営規模等調査票
  - ⑥ 過去3年分の法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）
  - ⑦ 法人の場合 → 商業登記簿謄本  
個人の場合 → 禁治産・準禁治産者の通知、後見登記の通知、破産の通知を受けていないことを証明する「身分証明書」（市町村発行）及び平成12年4月1日以降、成年被後見人・被保佐人に該当しないことを証明する「登記されていないことの証明書」（法務局発行）
  - ⑧ 直近3年分の決算書 法人の場合 → 貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書  
個人の場合 → 決算等財務状態が確認できる書類
  - ⑨ 提案書（A4版片面・様式適宜・10枚程度。）

⑩ 暴力団排除に関する誓約書

⑪ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

※なお、詳細については、個別説明時に行います。

## 7 営業申請書受付

(1) 受付期間 令和3年1月22日(金)から令和3年2月3日(水)まで

(2) 受付時間 土曜、日曜日及び祝日を除く平日の9時から16時まで

(3) 場 所 稚内市末広5丁目6番地1号 稚内開発建設部総務課(4階)

(4) 提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る)

## 8 提案に関するヒアリングの有無

提案内容についてヒアリングが必要な場合は、令和3年2月3日(水)までに連絡するので、提案内容のヒアリングを受けること。

ヒアリング日時 : 令和3年2月4日(木) 9時~12時

ヒアリング場所 : 稚内市末広5丁目6番地1号 稚内開発建設部総務課(4階)

## 9 委託業者の決定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査の上、委託業者の可否を決定します。

## 10 その他留意点

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者側の負担とします。

(3) 提出された提案書は、当該申請者に無断で二次的に使用することはありません。

(4) 採用されなかった提案書について、返戻を希望する場合は、その旨、申出願います。

(5) 申請書等に虚偽の記載があった場合は、当該申請書等を無効とします。

(6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第3条の規定に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

(7) 特定された者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定されただけであり、会計法令に基づく契約手続の完了までは、契約関係は生じません。

(8) 上記の7(1)に記載している受付期間終了までに稚内開発建設部総務課に到達しなかった提案書は、いかなる理由をもっても特定されませんので留意願います。

(9) 提案書を特定しなかった応募企業に対しては、当該提案書を特定しなかった理由を付し、書面で通知します。

(10) 上記(9)の説明は、実施部局として説明責任を果たす趣旨であり、別途行われる特定手続や契約手続の執行を妨げるものではありません。

## 11 照会先

稚内市末広5丁目6番地1号 稚内開発建設部総務課

電話(0162)-33-1028 担当 鈴木 淳子

## 営 業 条 件

### 【共通事項】

項 目	営 業 条 件
施 設 の 目 的	稚内開発建設部に勤務する国土交通省共済組合員の福利厚生増進のため、良質で低廉な飲食品及び物資の提供を行うなど、組合員の利便に資することを目的とする。
営業開始予定日	令和3年4月1日（木）予定 ※予定日であり、実際の営業開始日は協議の上、決定する。
衛 生 管 理 等	営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守し、衛生管理及び安全管理は受託業者において全責任を負うものとする。
契 約 期 間	食堂、売店及び売店の経営委託契約書を締結し、契約期間は1年とする。 期間経過後は1年ごとに契約の更新を可能とするが、契約更新は、最大5年とする。
施 設 使 用 料	施設使用料は徴収しない。
光 熱 水 料	施設経営に伴う光熱水料等諸経費については、個別メーター等により受託業者がこれを負担する。なお、個別メーターが必要な場合は、受託業者が設置するものとする。
報 告 事 項 等	経営委託契約書（案）による。
庁舎への出入等	庁舎の管理に関する規程に従うものとする。
目的外使用等の 禁 止	使用を許可された施設の第三者への譲渡、貸与及び使用目的以外の使用は禁止する。
そ の 他	①施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は受託業者が行うこと。 ②営業において発生した廃棄物の処理費用は、受託業者が負担すること。 ③契約期間経過後は、速やかに施設等の原状回復を行うこと。

### 【食 堂】

項 目	営 業 条 件
営 業 日	原則として「行政機関の休日に関する法律」第1条に規定する日を除く毎日とする。
営 業 時 間	11時30分から13時30分 具体的には提案によるものとする。 なお、打合せにより双方が合意すれば、営業時間の変更は可能とする。
サービスマETHOD	セルフサービス方式とするが、別途提案は受け付ける。
精 算 方 法	現金による食券の購入、その他のシステムを提案すること。
営業品目及び 営 業 価 格	営業品目は米類及び麺類を含むことを基準とし、定食類は概ね550円前後、麺類450円前後とするが、具体的には提案によるものとする。

価 格 改 定	事前に稚内開発建設部総務課と協議し、承認を受けること。
設備及び備品類	<p>食堂の厨房器具、椅子及びテーブル等の備品類については、別添に記載のものを貸与することができる。</p> <p>その他の運営上必要な備品類については、受託業者が用意すること。</p> <p>なお、備品類の修理費用については、原則として受託業者が負担すること。</p>
消 耗 品 類	貸与できる備品以外の鍋、釜、食器類及びその他必要な消耗品については受託業者が用意すること。
環境物品等の調達 の推進に関する 事項	<p>①生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理を行うこと。</p> <p>②繰り返し利用できる食器を使用すること。</p> <p>③食堂内における飲食物の提供にあたっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。</p> <p>④食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定を行うこと。</p> <p>⑤食品廃棄物の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量をこの目標値以下とすること。</p> <p>⑥食品循環資源の再生利用等の実施率が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号。以下「判断基準省令」という。）で定める基準実施率について、貸与期間内に目標値を達成するよう計画を策定すること。</p> <p>⑦提供する飲食物の量を調整可能とすること又は消費者に求められた場合に持ち帰り容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減を図ること。</p> <p>⑧食堂内の掲示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等を行うこと。</p> <p>⑨食堂の運用に伴うエネルギー使用量（電力、ガス等）、水使用量を把握し、省エネルギー・節水のための措置を講じること。</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事スペースのテーブル及び椅子は営業後に清掃すること。</li> <li>・営業時間外において、職員から施設の使用申請があった場合は、業務に支障のない範囲で認めること。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に関する各種ガイドラインに基づく取組を十分に講じること。</li> </ul> <p>上記条件に記載のない項目については、別途協議する。</p>

【売 店】

項 目	営 業 条 件
営 業 日	原則として「行政機関の休日に関する法律」第1条に規定する日を除く毎日とする。
営業時間及び 販 売 品 目	9時00分から15時00分 具体的には提案によるものとする。 なお、打合せにより双方が合意すれば、営業時間の変更は可能とする。
精 算 方 法	現金による購入又はその他のシステムを提案すること。
価 格 改 定	事前に稚内開発建設部総務課と協議し、承認を受けること。
備 品 類 及 び 消 耗 品 類	運営上必要な備品類及び消耗品類については、受託業者が用意すること。
環境物品等の調達 の推進に関する事 項	<p>①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組を行うこと。</p> <p>②消費者のワンウェイのプラスチック製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組を行うこと。</p> <p>③食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定を行うこと。</p> <p>イ．食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等を行うこと。</p> <p>ウ．食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等を公表すること。</p> <p>エ．食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。</p> <p>オ．食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。</p> <p>④店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収を可能とすること。</p> <p>⑤プラスチック製の買物袋を原則配布（無償提供）しないこと。プラスチック製の買物袋を有償で提供する場合は、「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン（令和元年12月 経済産業省、環境省）」に基づき実施すること。</p>
そ の 他	上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

【自動販売機】

項 目	営 業 条 件
設置場所	<p>稚内開発建設部（稚内地方合同庁舎） 1階2台、6階2台</p> <p>稚内開発建設部稚内道路事務所 1階1台</p> <p>稚内開発建設部稚内港湾事務所 1階1台</p>
販売品目	<p>上記各庁舎に清涼飲料水自動販売機の設置を希望する。</p> <p>販売する商品の選択に当たっては、組合員のニーズを的確に反映し、その需要に十分配慮すること。</p>
その他	<p>①エネルギー消費効率が別表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>②冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>③別表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑤飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別及びリサイクルを実施すること。</p> <p>⑥使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分について適正処理されるシステムがあること。</p> <p>⑦施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は受託業者が行うこと。</p> <p>⑧自動販売機の運営については、善良なる管理者の注意義務をもって、これに当たること。</p> <p>⑨自動販売機の運営に係る従業員の身分保障、健康管理及び服務規律は受託業者の責任において実施すること。</p> <p>⑩契約期間経過後は、速やかに施設等の原状回復を行うこと。</p> <p>⑪本条件に記載のない項目については、別途協議する。</p>

【営業条件に係る補足説明事項】

- ① 経営は、組合員の利便に資する目的をもって行うこと。
- ② 営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守すること。
- ③ 営業内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。
- ④ 事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。
- ⑤ 設備及び物品は、善良なる管理者の注意義務により管理すること。
- ⑥ 営業時間を厳守し、品質、分量、規格及び価額については組合員の利用しやすいものにする。なお、社会通念上の良識の範囲内での提供内容とし、煙草及び酒類の提供等は認めない。
- ⑦ 従業員の身分保証、健康管理及び服務規律は営業者の責任において行うこと。
- ⑧ 営業希望者に貸与できる備品類の詳細については、個別説明時に行う（備品類の修理等については営業希望者において行うこと）。
- ⑨ 営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。

参考

稚内地方合同庁舎に勤務する職員数は約200名である。

貸与物品一覧

区分	名 称	数 量	規 格
厨房施設			
1	冷凍冷蔵庫	1台	ホシザキ (株) 型番 HRF-180AF3 2室冷凍 1541L W1800*D800*H1910
2	棚	3個	鋼製
3	ライスタンク	1台	tanico
4	食器消毒保管庫	1個	H202E
5	炊飯器	3台	タイガー 型番 JN0-A360 2升炊き W360×D426×H383
6	作業台	5台	tanico
7	コンビオープン	1台	クックエプリオ
8	流し (1槽)	3個	
9	ガステーブル	2台	タニコー 型番 TSGT-1843A ウルティモシリーズ W1800×D750×H800
10	コールドテーブル	2台	サンヨー
11	電気ウォーマー	2台	tanico
12	クリーンテーブル	1台	
13	食器洗浄器	1台	タニコー 型番 TDWD-6SGR 200V 50Hz W920*D650*H1490
14	ソイルドテーブル	1台	
15	下膳棚	1個	
16	調理台	4台	tanico
17	上棚	2個	
18	引出付作業台	1台	tanico
19	ラック棚	1個	
20	シャワーシンク	1個	
21	マイコンスープジャー	1台	象印 型番 TH-CU080 容量8L W365×D315×H375
22	冷凍チェストフリーザー	1台	パナソニック 型番 SCR-RH36VA W1262×D695×H858
23	冷凍ストッカー	1台	パナソニック 型番 SCR-S45 W531×D318+(20)×H865 * ( ) 内の数値は必要設置寸法
24	作業台	1台	オーダー品 W450×D750×H800
25	オープンレンジ	2台	パナソニック 型番 NE-MS266 容量26L



区 分	名 称	数 量	規 格
食堂施設			
26	食堂用テーブル	6台	ジンジャー
27	食堂用テーブル	3台	チコリテーブル
28	食堂用椅子	24脚	エスパル
29	食堂用椅子	17脚	スタンダード
30	カラーテレビ	1台	520×520×620
31	製氷機	1台	620×450×450
32	ウォータークーラー	1台	780×510×450
33	券売機	1台	芝浦自販機(株) 型番 KB-172NNS 低額紙幣対応 72口座 W640*D300*H1600

別表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式	
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		$E=0.218V+401$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm未満のもの）		$E=0.798V_a+414$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	$E=0.482V_a+350$
		電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482V_a+500$
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機（庫内が2室のもの）	$E=0.306V_b+954$
		ホットアンドコールド機（庫内が3室のもの）	$E=0.630V_b+1474$
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.477V+750$
		ホットアンドコールド機	$E=0.401V_b+1261$
カップ式飲料	—	$E=1020[T \leq 1500]$ $E=0.293T+580[T > 1500]$	

- 備考)
- 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
  - 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
  - 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
  - E, V,  $V_a$ ,  $V_b$  及び T は、次の数値を表すものとする。  
 E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）  
 V：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）  
 $V_a$ ：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）  
 $V_b$ ：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）  
 T：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯氷量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値）（単位：kJ）
  - エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成19年経済産業省告示第289号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

出典：環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

別表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。 修理・保守性への配慮をしていること。
消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。	
リユース（再使用化）	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の一貫化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

出典：環境省「環境物品等の調達に関する基本方針」